

## 北海道高等学校安全互助会加入・請求手続き

### 1 加入対象者

- 生徒は原則として日本スポーツ振興センターに加入している者  
なお、加入した生徒の保護者（P T A会員）は、手続きなく共済事業の加入者となります。
- 上記以外のP T A会員で、所属する単Pに保護する子女（生徒）が在籍していない者

※ 各学校（単P）においては、基本的に生徒全員加入することとします。ただし、やむを得ない事情により加入できない者は除きます。

各学校（単P）は、本会の趣旨、目的、事業内容等を保護者に説明し、加入者のとりまとめを行ってください。

### 2 加入手続き

各学校（単P）においては、生徒とP T A会員（教職員を含む）の加入者を一括で手続きをしてください。

- (1) 加入を継続する学校（単P）及び新規に加入することを決定した学校（単P）は、「共済契約申込書」（第2号様式）を安全互助会事務局（以下 事務局という。）へ提出してください。

この場合の共済期間は、第2学年以上の生徒は4月1日、新入生は校長が入学を認めた日からとします。

なお、この時点における加入生徒数、P T A会員等数は予定数で結構です。

提出期限 3月20日

4月1日以降に加入を正式に決定した場合は、速やかに事務局に連絡するとともに「一般財団法人北海道高等学校安全互助会契約申込書」（第2号様式）を提出した後、次の（2）以下の加入手続きを行って下さい。

この場合の共済期間は、「一般財団法人北海道高等学校安全互助会共済契約申込書」（第2号様式）を事務局が受理した日の翌日からとなります。

提出期限 5月末日 ※末日が土曜日、日曜日の場合はその前の金曜日

- (2) 保護者の方は、「加入申込書」（第1号様式）を学校へ提出してください。

保護者は、生徒の加入をもって加入者となります。

※「加入申込書」は学校保管

（加入申込書は、3カ年用とするなど必要に応じて変更して使用することは差し支えありません。）

提出期限 学校指定日

- (3) 学校（単P）は、「加入報告書」（第3号様式）により、確定加入者生徒数、P T A会員等数及び加入者名を事務局へ報告してください。

提出期限 5月末日 ※末日が土曜日、日曜日の場合はその前の金曜日

- (4) 会費は、加入者全員分を安全互助会へ納入してください。振込手数料は学校（単P）負担でお願いします。

納入期限 5月末日 ※末日が土曜日、日曜日の場合はその前の金曜日